

藤沢市議会政務調査費交付条例の一部改正について  
藤沢市議会政務調査費交付条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 18 日提出

議会議員	宮	戸	光
同	竹	村	雅夫
同	柳	沢	潤次
同	井	上	裕介
同	山	口	幸雄
同	大	矢	徹
同	東	木	久代
同	武	藤	正人

藤沢市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例

藤沢市議会政務調査費交付条例（平成 13 年藤沢市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「第 14 項及び第 15 項」を「第 14 項から第 16 項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条から第 4 条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 5 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第 6 条、第 7 条及び第 8 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則第2項（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例による改正前の藤沢市議会政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費への名称変更等、所要の改正をする必要による。